

## むかわ札幌会則

(名称)

第1条 この会は、むかわ札幌会と称します。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の交流と親睦を図り、郷土愛のもとにむかわ町との交流、情報の交換を行い、郷土の発展に寄与することを目的とします。

(行事)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の行事を行います。

- (1) 会員相互の交流と親睦に関すること。
- (2) 郷土むかわ町の発展に寄与すること。
- (3) その他この会の目的達成に関すること。

(会員及び組織)

第4条 この会は、次の会員をもって組織します。

- (1) 札幌市及びその近郊に在住するむかわ町出身者又はむかわ町に居住していた者
- (2) むかわ町にゆかりのある者で、役員会が認めた者

(役員選出)

第5条 この会の役員は、会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事2名とし、総会において選任します。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とします。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 役員は、再選することができます。

(役員任務)

第7条 会長はこの会を代表し、副会長は会長を補佐します。

- 2 会長、副会長及び幹事は、役員会を組織し、この会の運営を掌ります。

- 3 監事は、この会の経理について監査します。

(顧問及び相談役)

第8条 この会に、顧問及び相談役を置くことができます。

- 2 顧問及び相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱します。

(会議の招集)

第9条 この会の行事計画及び運営に関する重要なことを話し合うため、総会を毎会計年度1回開くこととします。

2 会長は、前項の総会のほか必要の都度、臨時総会及び役員会を開くことができます。

(総 会)

第10条 総会は次のことを話し合います。

- (1) 行事計画及び収支予算の承認
- (2) 行事報告及び収支決算の承認
- (3) 会則の決定及び変更に関する承認
- (4) 役員を選任
- (5) その他この会の運営に必要な事項

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決めることとします。

(経 理)

第11条 この会の経理は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てます。

2 会費は、年額2,500円とします。

3 親睦会、研修会等の費用はその都度参加する会員が負担することとします。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(事務局及び事務所)

第13条 この会の事務を処理するため、事務局を置きます。

2 事務局に事務局長、事務局次長を置き、幹事の中から会長が指名します。

3 この会の事務所は、事務局長宅に置きます。

(委 任)

第14条 役員会は、この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する必要なことについて定めることができます。

2 前項に定めるもののほか必要なことは、会長、副会長が話し合いで定めることができます。

附 則

この会則は、昭和63年3月26日から施行します。

附 則

平成2年5月12日、一部改正 (第11条第2項)

附 則

平成23年5月25日、一部改正 (第2条、第3条2号、第4条1号2号)